## 名称変更及び追加指定

## 

県指定重要文化財(昭和34年3月27日)

1 種 別 重要文化財(古文書)

2 変更前の名称及び員数 足利尊氏御教書 1通

3 変更後の名称及び員数 弘法寺文書 135通

4 所 在 地 瀬戸内市牛窓町千手

5 所 有 者 (宗) 弘法寺

6 制 作 年 代 建長3 (1251) 年から明治4 (1871) 年

7 説 明

千季山弘法寺は奈良時代に報恩大師が開いたとする伝承を持つ備前の古利である。中世には天台宗に属したと見られるが、寛文8(1668)年8月16日付けの「岡山藩主寺社奉行定書」には「邑久郡千手山弘法寺 真言宗」と書かれ、15の坊と末寺1寺の寺領が列記されている。明治8(1875)年には4院に併合され、現在は遍明院と東寿院の2院となっている。弘法寺練供養は昭和32(1957)年5月13日に県指定重要無形民俗文化財に、練供養に用いる被仏や行道面は平成12(2000)年3月28日に県指定重要文化財(彫刻)に指定されている。

弘法寺の所蔵にかかる文書については、昭和34(1959)年3月27日に「足利尊氏御教書」が岡山県指定重要文化財に指定されているが、この外にも建長3(1251)年11月付けの「備前国豊原庄政所下文」を始め、鎌倉時代から明治初年にかけての文書が数多く残されている。これらは地方有力寺院の経営実態や、近隣住民からの厚い信仰の様相を窺わせるものであり、中近世の備前の歴史を伝える貴重な史料である。浦上氏や宇喜多氏等、戦国時代に勢力を有した武将や、池田光政以降の17世紀以後の岡山藩からの文書が含まれる点も注目に値する。

## 【名称変更及び追加指定】

## 【1】 弘法寺文書 135 通

